

第 2 回協議会以降のバイオマス発電所の経過について

【現状】

バイオマス発電事業者を確認したところ、これまでボイラー燃焼負荷 80%の状態を試運転を行っており、現在、プラントメーカーによる定期点検を実施している。

ボイラー設備の点検後、プラントメーカーから引き渡しを受ければ本格稼働となると伺っているが、具体的な時期については示されていない。

市と事業者との協定は本格稼働後に効力が発生するため、協定に基づいた事業者による測定・公表・報告及び市の立入検査が実施できない状況が続いている。

住民などから生活環境に不安を感じる相談、問い合わせについては、現地確認などを通じて説明するとともに、事業者に対して地域住民に対して丁寧な説明を行うように強く求めてきた。あわせて、国や県などへの情報提供と対応などを依頼してきたところである。

国のガイドラインに基づく標識が未設置であったため、事業者に設置を求めた結果、R7.4 発電所正門に事業責任者名並びに連絡先などを表示された標識が設置されていることを確認したところである。

【相談対応】

① 燃料ごみ(プラスチックごみ)の飛散

バイオマス燃料の一部であるプラスチック類が強風等で敷地外に飛散している。

⇒事業者へ飛散防止のための敷地内対応と敷地外に飛散物の回収を強く求めた。

⇒事業者は敷地東側に、R7.6 飛散防止用のネットを設置、シルバー人材センターに清掃業務を委託するなど清掃体制の強化を実施した。一方で南側から燃料廃プラの飛散があるため、回収するよう求めている。



R7.3.31 撮影(東側排水路)



R7.3.24 撮影(東側市道 2085 号線)



R7.6.4 撮影(東側ネット)



R7.6.13 撮影(南側飛散)

② 燃料運搬車の通行

大型の燃料運搬車の走行について、事業者には、道路交通法を遵守して、安全に走行するよう求めてきた。市でも、燃料車両ドライバーへの注意喚起を促すため、令和7年2月、東大枝地区の県道に安全走行を促す看板を4箇所設置した。



R7.3.12 撮影(燃料運搬車両)

③ 燃焼による臭い

バイオマス燃料(建築廃材、廃プラ類)の臭いと思われるが、現地確認を実施しているところでは、環境に影響を及ぼすような臭いは確認できていない。

④ 井戸水の水量減少

令和6年度における専門家による考察では「揚水量等の条件が大きく変わらなければ、バイオマス発電所からの揚水により既存井戸が影響を受ける可能性は低いと考えられる。」とされている。現時点において、一定程度揚水された場合でも地下水流入量に変化はほとんど無く、周辺井戸の使用に関して影響はないと判断しているが、今後も一定期間は観測を継続していく。

また、バイオマス発電所の本格稼働後も、市との協定に基づき、事業者が地下水の揚水量と井戸の水位を毎週公表することとなっているため、これらのデータを注視していく。

⑤ 焼却灰

焼却灰の対応に関しては、産業廃棄物を所管する福島県と連携を図っている。

その結果、事業者からは、バンカーからトラックへの積込際に、焼却灰を加湿器により湿らせ飛散リスクを抑えることに加え、飛散防止対策としてバンカーのゴムスカートを 2m延長したと説明を受け4月に現地確認した。



R7.1.31 県撮影



R7.4.24 撮影(焼却灰車両積載)

【今後の対応】

国が定める「バイオマス発電事業計画ガイドライン」では、長期間安定的に電力の供給を行うためには、地域住民や自治体の意見を聴き、適切なコミュニケーションを図るとともに、誠実に対応することが必要とされていることから、事業者に対し、引き続き、安全な操業を求めていく。公害防止等に関する協定に基づく環境基準数値の監視は、本格稼働日からではあるが、事案が発生すれば、関係機関と連携しながら必要な対応を実施していく。

●前回協議会から現在までの主な経過事項

令和 7 年1月

- (1) 排出水にかかる水質事故に伴う対応(現地確認、関係機関との連携、水質調査委託)
- (2) 燃料の一部が発電所敷地外への飛散されていることを確認したため、事業者に対して口頭による指導、法定外公共物(農業用排水路)の管理者として文書にて飛散対策の時期や方法を記載した計画書の提出を事業者に求めた。
- (3) 県立入調査

令和7年2月

燃料飛散に対する県への情報提供と今後の対応を協議

令和7年3月

- (1) 県立入調査同行
- (2) 市長が事業者社長と面会して燃料飛散防止対策をはじめ公害防止対策徹底を求める。

令和7年4月

- (1) 経済産業省東北経済産業局を訪問して情報提供、協議、ガイドラインに基づく対応を要請
- (2) 県立入調査同行

令和7年6月

県立入調査同行